

## 地下貯蔵タンク等の在庫の管理及び危険物の漏えい時の措置に関する計画届出書

地下貯蔵タンクの定期点検の周期を3年に延長したい場合は、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成15年総務省令第143号）附則第3項第1項又は第2項のいずれかによる措置を講じなければなりません。第2項の規定による場合、地下貯蔵タンク等の在庫の管理及び危険物の漏えい時の措置に関する計画届出書を管理者に提出しなければなりません。

提出時期	随時
提出者	所有者、管理者又は占有者
受付窓口	危険物施設の所在する場所の所轄消防署、支署（出張所、分遣所を除く。）予防・危険物担当係です。 ●所在地等 消防署（支署）所在地一覧は、「当組合ホームページ」総務欄をクリックしてご覧ください。
注意事項	1 届出者の押印が必要です。 2 提出部数は2部です。
根拠法令	西胆振行政事務組合危険物規制規則第21条 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成15年総務省令第143号）附則第3項第2号の規定により在庫管理等に関する計画の届出をしようとする者は、地下貯蔵タンク等の在庫の管理及び危険物の漏えい時の措置に関する計画届出書（別記様式第26号）を管理者に提出しなければならない。

別記様式第26号 (第21条関係)

地下貯蔵タンク等の在庫の管理及び危険物の漏えい時の措置に関する計画届出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日			
西胆振行政事務組合 管理者		様	
届 出 者			
住 所 伊達市〇〇町〇〇番地〇〇 (電話 〇〇-〇〇〇〇)			
氏 名 〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 印			
設 置 者	住 所	伊達市〇〇町〇〇番地〇〇	電話〇〇-〇〇〇〇
	氏 名	〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇	
製 造 所 等 の 別	取扱所	貯 蔵 所 又 は 取扱所の区分	給油取扱所
設 置 の 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	平成2年11月10日 設許 第27号		
設 置 場 所	伊達市〇〇町〇〇番地〇〇		
在庫管理に従事する者の 職 務 及 び 組 織	所長を責任者とし、保安監督者を在庫管理及び点検実施者とする。		
在庫管理に従事する者に 対する教育	責任者は、地下貯蔵タンク等の在庫管理等の計画書に基づき、年1回〇月に、給油取扱所の構造、設備に関する事項、在庫の確認と管理に関する事項、異常時の対応等についての教育を実施する。		
在 庫 管 理 の 方 法	漏えい検査管による確認及び危険物の貯蔵又は取扱数量の1/100以上の精度で在庫管理を行うことにより、1週間に1回以上危険物の漏れを確認する。		
危険物の漏れが確認され た場合取るべき措置	点検実施者は異常が疑われた場合、速やかに責任者へ報告する。異常の疑いが危険物漏えいによるものと判断した場合、速やかに消防本部に報告するとともに、専門業者に詳細検査を依頼する。		
そ の 他 必 要 な 事 項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。